

次のとおり企画競争に付する。

令和 8 年 5 月 1 日
岩手県知事 達 増 拓 也

1 企画競争に付する事項

令和 8 年度障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練「知識・技能習得訓練コース」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 障がい者の態様に配慮した指導ができる専門知識、能力、経験を有する講師が確保されていること。

イ 訓練を適切に運営できる組織体制、職員数を有し、障がい者の態様に応じた訓練の実施に必要な設備等を有すること。

ウ 2年続けて訓練終了後の就職率が 30%を下回った場合は、前年度と同内容での提案は認めない取扱いとし、受託希望機関は、より効果的な訓練が実施されるよう、訓練内容の見直しを行った上で事業提案を行うものとする。また、訓練終了後の就職率が 30%を下回った場合で、かつ翌年度の訓練実施を希望する場合は、受託機関に対して訓練内容に係る改善指導又は助言を行うことがあること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

(5) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7) 企画提案書等申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8) 企画提案書等申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成

12年3月30日出総第24号) などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

3 契約予定人の選定方法

選定委員会で企画提案書の評価を行い、契約予定人として決定する。なお、予算の範囲内において、複数の者を契約予定人として決定することができるものであること。

4 選考委員会の開催

令和8年6月1日(月)

※ 詳細については、別途通知するもの。